

議 事 録

第 33回 定 例 総 会

令和5年4月10日

太田市農業委員会第33回定例総会議事録

開会日時 令和5年4月10日（月） 午後2時
 閉会日時 令和5年4月10日（月） 午後3時17分
 開催場所 太田市役所 新田庁舎 特別会議室（2階）

出席委員 1 小林 良孝 2 石原 康男 3 牛久保 榮治 4 永井 幸二
 (18人) 5 木村 克己 6 長島 佳男 7 齋藤 森雄 8 中村 博正
 9 佐野 順一 10 新井 章夫 11 小島 秀一 12 齊藤 道明
 13 新井 整 14 山田 清作 15 飯塚 茂夫 16 片亀 昌子
 18 清水 由紀江 19 青木 紀美子

欠席委員 17 中島 沙織
 (1人)

出席職員 高柳局長 金谷次長 小此木次長補佐 西野目係長
 (8人) 大澤主任 町田主任 松井主任 大崎主任

会議に付 議案第1号 農地法関係許可取消願について (会長)
 した事項 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について (会長)
 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について (会長)
 議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について
 (会長)
 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について (会長)

報告事項 報告第1号 太田市農業委員会会長専決規程第3条による報告について
 報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について
 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について
 報告第5号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出につ
 いて

協議事項 令和5年度最適化活動の目標の設定等（案）について

1 開 会 午後2時

2 開会宣言 ただいまから第33回農業委員会定例総会を開会いたします。

3 会期の決定

議 長 それでは、定足数について事務局よりお願いいたします。

事 務 局 本日の定足数については、出席の委員18名、欠席の委員1名です。過半数以上の出席がありますので、本日の定例総会は成立することをご報告申し上げます。

議 長 会期について議題といたします。
お諮りいたします。
会期は、本日一日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、会期は本日一日限りと決定いたします。

4 議事録署名人及び書記の選任

議 長 次に、議事録署名委員及び書記の選任について、議題といたします。
議事録署名委員及び書記について、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 それでは、8番 中村博正委員 と 9番 佐野順一委員 の二人に
お願いいたします。

また、書記につきましては事務局の松井主任を指名いたします。
議事に入る前に、議案書の訂正等がありましたら報告願います。

事 務 局 議案書において訂正はございません。

5 議事顚末

- 議 長 それでは、これより議事に入ります。
議案第1号 農地法関係許可取消願が会長宛てにあったので、審議を求めます。
提出件数は1件です。
事務局より、提案をお願いします。
- 事 務 局 議案第1号、番号1、新田市野井町の土地について、イングリッシュガーデン用地として許可を得ましたが、賃貸借の終了により第三者へ売却するため、当該許可を取り消すものです。
以上、提案させていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
- 議 長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いいたします。
番号1番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 7 番 委 員 議案1号の1番につきまして説明したいと思います。地区協議会で確認調査書に基づき調査した結果、また、それに基づいて現地を確認したところ、当該用地は農地のため、特に問題もなく、取消相当と意見決定をいたしました。
再度ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
- 議 長 ただいま、第5地区協議会より番号1番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委 員 なし。
- 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号1番を取消とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号1番を取消とすることに決定いたします。
- 議 長 続いて、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請が会長宛て

にあったので、処分の決定を求めます。

提出件数は9件です。

事務局より、提案をお願いします。

事務局

提出件数9件について、朗読し詳細に説明する。

1番 東今泉町の土地 畑 942 m²、耕作地を利用して、営農を続けながら太陽光発電を行い、新しい農業を展開したい。

2番 東今泉町の土地 田 1,266 m²、耕作地を利用して、営農を続けながら太陽光発電を行い、新しい農業を展開したい。

3番 矢田堀町の土地 畑 799 m²、耕作地を利用して、営農を続けながら太陽光発電を行い、新しい農業を展開したい。

4番 矢田堀町の土地 田 3,007 m²、耕作地を利用して、営農を続けながら太陽光発電を行い、新しい農業を展開したい。

5番 原宿町の土地 畑 198 m² 外3筆 計 593 m²、農地を譲受け経営規模を拡大したい。

6番 西長岡町の土地 畑 201 m²、農地を譲受け経営規模を拡大したい。

7番 押切町の土地 畑 793 m² 外3筆 計 3,155 m²、売電事業を継続するとともに、農地を活用することにより優良農地の保全に努めたい。

8番 新田小金井町の土地 田 319 m² 外2筆 計 862 m²、農地を譲受け経営規模を拡大したい。

9番 新田市町の土地 畑 991 m² 外1筆 計 1,487 m²、耕作地を利用して、営農を続けながら太陽光発電を行い、新しい農業を展開したい。

番号5番から6番及び8番につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。また、番号1番から4番及び7番と9番の営農型太陽光発電施設設置に伴う区分地上権の設定につきましては、農地法第3条第2項ただし書きに該当するため、同法各号の要件を満たす必要がありませんので、問題ないと考えます。

以上、提案させていただきます。処分の決定をお願いします。

議長

事務局の提案について、地区協議会での結果報告をお願いします。

なお、番号1番から4番及び7番と9番の区分地上権の設定については、権利が設定される農地及び周辺の農地に関わる営農条件に支障を生ずるおそれがなく、かつ、当該農地における賃借人等の権利者の同意を得ていると認められる場合に限り許可するものとされております。また、営農条件に支障を生ずるおそれ及び権利者の同意については、3条許可と同時に申請された5条許可の判断の際に確認することになっておりますので、説明を省略し、5条許可の際に併せて審議するものいたします。

それでは、番号5番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

4番 委員

それでは、4番より説明いたします。

これは農地の経営規模拡大のための申請でございます。所有農地の管理状況は良好、農機具、農作業場等の所有状況も現地確認して、一連の農機具が一応ありまして、農作業場も設置してあります。一応問題ありません。さらに、許可基準から見た判断としましては、この譲受人の農地が、この申請する農地と隣接しておりまして、農地が一体的に利用できること、さらに農作業に常時従事することが認められる。さらに、周辺農地への支障はないということで、許可基準から見た状況から見て、地区協議会では許可相当と決定しましたので、再度審議をお願いいたします。以上です。

議 長

ただいま、第2地区協議会より番号5番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委 員

なし。

議 長

ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号5番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長

全員賛成でありますので、番号5番を許可とすることに決定いたします。

議 長

続いて、番号6番について、第3地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

10番委員

これも、やはり農地の売買でありまして、譲受人は農機具等も完備されており、周辺農地には全く支障ございません。地区協議会としまして

は、許可相当ということで決定しました。
再度のご審議、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、第3地区協議会より番号6番について報告がありましたが、
ご意見、ご質問等ございますか。

委 員 なし。

議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号6番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号6番を許可とすることに決定いたします。

議 長 続いて、番号8番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

7 番 委 員 それでは、私から8番について説明いたします。
当地区協議会で確認調査書に基づき調査した結果は、譲受人は農地所有適格法人であり、現地調査をしたところ、農地のため特に問題なく、許可相当と意見決定をいたしました。
再度ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、第5地区協議会より番号8番について報告がありましたが、
ご意見、ご質問等ございますか。

委 員 なし。

議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号8番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号8番を許可とすることに決定いたします。

議 長 続いて、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。
提出件数は5件です。
事務局より提案をお願いします。

事 務 局 提出件数5件について、朗読し詳細に説明する。

1 番 出塚町の土地 畑 690 の内 0.29 m²、農地区分は、「宅地化に達している区域に近接する農地の区域で概ね 10ha 未満にある農地」の理由から第二種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。

営農型太陽光発電設置用地として一時転用するものです。

2 番 新田赤堀町の土地 田 937 m²、外 3 筆 計 5,969 m²、農地区分は、「今後長期にわたり農業上の利用を確保すべき土地の区域内の農地」の理由から、農用地区域内農地と判断されます。農用地区域内農地は原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

農地改良として一時転用するものです。

3 番 新田市野井町の土地 446 m²、外 1 筆 計 450.53 m²、農地区分第二種、賃貸住宅用地として転用するものです。

4 番 新田大根町の土地 1,158 m²、農地区分は、「概ね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」の理由から第一種農地と判断されます。第一種農地は原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

露天駐車場用地として転用するものです。

5 番 大原町の土地 184 m²、農地区分は、「市街化の傾向が著しい区域内にある農地、具体的には、藪塚本町庁舎から 300m 以内の区域の農地」の理由から第三種農地と判断されます。

露天駐車場用地として転用するものです。

以上、提案させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします

議 長

事務局の提案について、地区協議会での結果報告をお願いします。
番号 1 番について、第 4 地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

15 番 委 員

当地区協議会で確認調査書に基づき調査した結果は、現地を確認したところ、特に問題はなく、許可相当と意見決定しました。
再度審議のほど、よろしくお願いいたします。

議	長	ただいま、第4地区協議会より番号1番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
委	員	なし。
議	長	ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。 番号1番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手 全員)
議	長	全員賛成でありますので、番号1番を許可とすることに決定いたします。
議	長	続いて、番号2番から4番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
19番	委員	第5地区です。2番について、現地確認したところ、赤堀のほうの田んぼは放棄地が多く困っていた地域で、今回も●●●●●●さんが農業法人であり、申請地をかさ上げし、バナナ等の作物を栽培したいということです。協議会としては、許可相当ということで意見決定いたしました。 再度ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
7番	委員	続きまして、3番について説明します。 番号3番につきましては、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、また現地確認をしたところ、周辺農地への支障もなく、問題はないので、許可相当と意見決定をいたしました。 再度ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
5番	委員	続きまして、報告します。 番号4番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、現地確認をしたところ、周辺農地への支障もなく、問題はないので、許可相当と意見決定しました。 再度ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議	長	ただいま、第5地区協議会より番号2番から4番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
委	員	なし。
議	長	ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。 番号2番から4番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手 全員)

- 議 長 全員賛成でありますので、番号2番から4番を許可とすることに決定いたします。
- 議 長 続いて、番号5番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 13 番 委 員 第6地区です。議案第3号、5番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、5番については、農地法の許可を得ずに資材置場、駐車場として使用しているため、始末書を添えて是正するものです。現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、問題ないものと判断し、許可相当と意見決定しました。再度ご審議のほど、よろしくお願いいたします。以上です。
- 議 長 ただいま、第6地区協議会より番号5番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委 員 なし。
- 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。番号5番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号5番を許可とすることに決定いたします。
- 議 長 続いて、議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。
提出件数は1件です。
事務局より提案をお願いします。
- 事 務 局 提出件数1件について、朗読し詳細に説明する。
- 1番、新田市野井町の土地について、農家住宅用地として許可を受けている土地を相続により取得したが、県外在住で管理できないため、一部を賃貸住宅用地に地積変更し、残りを一般住宅用地として許可を承継するものです。
ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
- 議 長 事務局の提案について、地区協議会での結果報告をお願いします。

番号1番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

7 番 委 員

それでは、第5地区から説明いたします。

番号1番につきまして、当協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、譲受人は農家住宅用地として許可を受けている土地を相続したけれども、県外在住で管理できず、土地を有効活用したいと考え、土地の一部を賃貸住宅に、残りを一般住宅として売却する計画となっています。現地確認をしたところ、いずれも周辺農地への支障もなく、問題はないと思われますので、承認相当が妥当であるのではないかとということで意見決定をいたしました。再度ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長

ただいま、第5地区協議会より番号1番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委 員

なし。

議 長

ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号1番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長

全員賛成でありますので、番号1番を承認とすることに決定いたします。

議 長

続いて、議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。

提出件数は32件です。

事務局より提案をお願いします。

事 務 局

提出件数32件について、朗読し詳細に説明する。

1番 古戸町の土地 873 m²、農地区分は、「宅地化に達している区域に近接する農地の区域で概ね10ha未満にある農地」の理由から第二種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。

太陽光発電パネル設置用地として転用するものです。

2番 高林西町の土地 342 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

3番 藤阿久町の土地 22 m²、農地区分 第二種、賃貸住宅用地として敷地拡張するものです。

4番 由良町の土地 213 m²、農地区分 第二種、露天駐車場用地として転用するものです。

5番 由良町の土地 411 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

6番 由良町の土地 411 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

7番 矢場新町の土地 308 m²、農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」の理由から第一種農地と判断されます。第一種農地は原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。

一般住宅用地として転用するものです。

8番 台之郷町の土地 399 m²、農地区分は、「市街化の傾向が著しい区域内にある農地、具体的には、東武伊勢崎線荳川駅から300m以内の区域の農地」の理由から第三種農地と判断されます。

一般住宅用地として転用するものです。

9番 矢場町の土地 413 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

10番 東長岡町の土地 820 m²、農地区分 第二種、露天資材置場用地として転用するものです。

11番 丸山町の土地 1,292 m²、農地区分 第二種、太陽光発電設備設置用地として転用するものです。

12番 丸山町の土地 730 m² 外1筆 計1,214 m²、農地区分 第二種、太陽光発電設備設置用地として転用するものです。

13番 丸山町の土地 631 m² 外3筆 計1,067 m²、農地区分 第二種、太陽光発電設備設置用地として転用するものです。

14番 丸山町の土地 515 m²、農地区分 第二種、太陽光発電設備設置用地として転用するものです。

15番 丸山町の土地 413 m²、農地区分 第二種、太陽光発電設備設置用地として転用するものです。

16番 丸山町の土地 1,046 m²、農地区分 第二種、太陽光発電設備設置用地として転用するものです。

17 番 丸山町の土地 251 m² 外1筆 計723 m²、農地区分 第二種、太陽光発電設備設置用地として転用するものです。

18 番 丸山町の土地 748 m²、農地区分 第二種、太陽光発電設備設置用地として転用するものです。

19 番 東今泉町の土地 942 の内 0.27 m²、農地区分は、「今後長期にわたり農業上の利用を確保すべき土地の区域内の農地」の理由から、農用地区域内農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。農用地区域内農地は原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

営農型太陽光発電設置用地として一時転用するものです。

20 番 東今泉町の土地 1,266 の内 0.34 m²、農地区分 農用地区域内農地、農用地区域内農地は原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

営農型太陽光発電設置用地として一時転用するものです。

21 番 矢田堀町の土地 799 の内 0.26 m²、農地区分 農用地区域内農地、農用地区域内農地は原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

営農型太陽光発電設置用地として一時転用するものです。

22 番 矢田堀町の土地 3,007 の内 0.34 m²、農地区分 農用地区域内農地、農用地区域内農地は原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

営農型太陽光発電設置用地として一時転用するものです。

23 番 新野町の土地 48 m² 外1筆 計508 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

24 番 押切町の土地 793 の内 5.86 m² 外3筆 計3,155 m²の内 30.26 m²、農地区分 農用地区域内農地、農用地区域内農地は原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

営農型太陽光発電所用地として一時転用するものです。

25 番 新田小金井町の土地 321 m²、農地区分 第一種、第一種農地は原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接

続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

26 番 新田小金井町の土地 321 m²、農地区分 第一種、第一種農地は原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

27 番 新田市野井町の土地 448 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

28 番 新田市野井町の土地 318 m² 外 1 筆 計 334 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

29 番 新田市町の土地 991 の内 0.34 m² 外 1 筆 計 1,487 の内 0.394 m²、農地区分 農用地区域内農地、農用地区域内農地は原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

営農型太陽光発電設置用地として一時転用するものです。

30 番 新田金井町の土地 989 m²、農地区分 第一種、第一種農地は原則転用不許可となりますが、「既存敷地の 2 分の 1 以内の敷地拡張」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

露天駐車場用地として転用するものです。

31 番 藪塚町の土地 292 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

32 番 藪塚町の土地 1,421 m²、農地区分 第二種、建売分譲住宅用地として転用するものです。

以上、提案させていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長

事務局の提案について、地区協議会での結果報告をお願いします。
番号 1 番から 6 番について、第 1 地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

8 番 委 員

第 1 地区です。番号 1 番から 6 番について、許可基準チェックリストに基づき調査した結果の 1 番と 2 番を私から報告いたします。

番号1番の申請人は、全国的に太陽光発電事業を営んでおり、申請地を取得し、自家消費型太陽光発電施設を設置したいとの申請です。現地を確認したところ、申請地の東側は宅地で、挨拶、説明等了解済みです。南側は耕作放棄地、ほか周辺農地への支障もなく、問題はないので、許可相当と意見決定しました。

番号2番の申請人は、資金の都合がついたので、自己の住宅を建築したいとの申請です。現地を確認したところ、申請地の西側は申請間近と思われる田で、ほか周囲は宅地であり、周辺農地への支障もなく、問題ないので、許可相当と意見決定しました。

番号1番、2番ともに再度ご審議のほど、よろしくお願いいたします。以上です。

12 番 委 員

続きまして、番号3番から6番まで、第1地区より報告いたします。番号3番は、市道の拡張工事に当たり、譲受人の賃貸住宅の敷地の一部が越境していたことが判明し、始末書を添付し是正したいとの申請です。

番号4番から6番の譲渡人は別ですが、隣接する耕作地で、番号4番の譲受人は近隣にある工場の従業員住宅の駐車場として申請地を借り受けたいとの申請です。番号5番、6番の譲受人は借家に住んでおり、資金の都合もついたため、申請地を取得し、自己の住宅を新築したいとの申請です。現地を確認したところ、いずれも住宅地で周辺農地への支障もなく、問題ないので許可相当と意見決定しました。再度ご審議のほど、よろしくお願いいたします。以上です。

議 長 ただいま、第1地区協議会より番号1番から6番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委 員 なし。

議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号1番から6番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号1番から6番を許可とすることに決定いたします。

議 長 続いて、番号7番から22番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願うわけですが、番号19番から22番につきましては、議案第2号番号1番から4番の農地法第3条の区分地上権について併せて報告願います。

3 番 委 員

第2地区より報告いたします。

7番ですが、借家に住んでおり、資金の都合もついたため、申請地を取得し、自己の住宅を建築したいというものでございます。

同じく8番も、借家に住んでおり、資金の都合もついたからということでございますけれども、違うのは妻の母より土地を借りて造る使用貸借ということでございます。

9番ですが、借家に住んでおり、資金の都合もついたからということでございますが、これも使用貸借で祖父より借り受けて家を造るということでございます。

7、8、9、よろしく願いいたします。

14 番 委 員

10番について説明します。

現地調査をしたところ、住宅団地の入り口に立地しており、隣接地に申請者が太陽光発電設備を持っている隣接地になるので、ほかの農作業に影響がないので、許可相当と意見決定しました。

再度の審議をお願いいたします。

4 番 委 員

4番ですけれども、この案件は会長の案件なんですけれども、議長をしているため、私が代わって説明いたします。

11番から18番までの太陽光発電の設置用地の転用申出の申請が出ております。これにつきまして、地区協議会におきましては、許可基準に基づいて調査しました結果、近隣住民の説明も一応了解を得たという判断をしまして、許可相当としましたけれども、真ん中に1軒、住宅がありまして、この1軒の住宅の左右は太陽光、南も太陽光、これは非常に難しい案件なんですけれども、近隣住民の意見も一応許可を得たということで、許可相当ということで意見決定しましたので、11番から18番の判定をよろしく願いしたいと思います。

さらに、19番から22番については、営農型太陽光設置用地一時転用でございまして、これについての地区協議会での許可基準に基づいたチェックリストの結果を報告します。同一業者による申請のため、一括して説明させていただきますけれども、この申請の用地につきましては、太陽光発電用地を一時転用で2回目の更新の申請であります。下の農地においては営農、ここでサカキの栽培をしております、現場を確認したところ、きれいに管理しております、問題はありませんでした。さらに、周辺農地の支障もなく、今後、営農継続が認められることから、許可相当として意見決定をいたしました。

さらに、議案第2号1番から4番の区分地上権の設定につきましては、

今回の営農型太陽光発電の設置が許可されたときに伴う設定のため、こちらの申請につきましても、併せて許可相当として意見決定をしましたので、審議のほど、お願いいたします。以上でございます。

議長 　　ただいま、第2地区協議会より番号7番から22番及び議案第2号1番から4番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

2番委員 　19番から22番、営農型太陽光発電のところで、サカキの栽培を行っているということなんですけれども、サカキが植わっている状況をお聞かせください。

4番委員 　現場を見まして、大変良好であります。結構たけが伸びていますけれども、順調に伸びていますよ。ただ、サカキの場合は、ノミゾウムシだとか、ああいう害虫が出るので、その辺は徹底しないと、収益を上げるために作っているわけですから、どのくらい収益があるか私は分かりませんけれども……。

2番委員 　防草シートなんかは敷いてあるんですか。

4番委員 　いえ、敷いていません。

2番委員 　敷いていないんですか。全然。

4番委員 　ええ。草刈りして、こうやってね。ただ、ああいう防草シートも、実際の話、草刈りしないでやったものは水分の蒸発が少ないんだと思いますね。だから、どういう方法がいいのか、7番委員なんかはいろんなことをやっていますけれどもね。だから、本当はきれいにするんだったら、見た目からすれば、防草シートをやればいいんですけれども、きれいに管理してあります。

2番委員 　分かりました。

4番委員 　もし見たければ、どうぞ。

議長 　　よろしいですか。ただいま第2地区協議会より、番号7番から22番について報告がありました。特段ご意見、ご質問等はございますか。

委員 　　なし。

議長 　　ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号7番から22番及び議案第2号番号1番から4番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 　　全員賛成でありますので、番号7番から22番及び議案第2号番号1番

から4番を許可とすることに決定いたします。

議長 続いて、番号23番について、第3地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

9番委員 それでは、23番につきまして報告いたします。
譲受人は借家に住んでおり、資金の都合もついたため、申請地を父より借受け、自己の住宅を新築したいということであります。現地を確認してきましたが、周囲は幼稚園と一般住宅の間で、農地はありますが、その農地につきましてはほとんどもう耕作していない状況でありますので、何ら問題ないと思います。地区協議会におかれましては許可相当ということではありますが、再度審議をお願いいたします。

議長 ただいま、第3地区協議会より番号23番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号23番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号23番を承認とすることに決定いたします。

議長 続いて、番号24番について、第4地区協議会の調査した意見結果を報告願うわけですが、議案第2号番号7番の農地法第3条の区分地上権について併せて報告願います。

15番委員 番号24番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。

営農型太陽光発電施設用地として一時転用で2回目の更新の申請です。下の農地でミョウガを栽培しておりますが、病害や土地の乾燥により収量が確保できない状態でしたが、そのため、今年2月に土壌改良を行い、収量を確保すべき散水方法等の営農計画の見直しがされています。苗の作付も2月末に実施済みです。現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、今後も適正な営農継続が見込まれることから、許可相当と意見決定いたしました。

また、議案第2号7番の区分地上権の設定については、今回の営農型

太陽光発電設備が許可されたときに伴う設定のため、こちらの申請も併せて許可相当と決定いたしました。

再度審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 ただいま、第4地区協議会より番号24番及び議案第2号番号7番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号24番及び議案第2号番号7番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号24番及び議案第2号番号7番を許可とすることに決定いたします。

議長 続いて、番号25番から30番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願うわけですが、番号29番につきましては、議案第2号番号9番の農地法第3条の区分地上権について併せて報告願います。

7番委員 それでは、私から25番から説明いたします。

番号25番から29番については、当協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告します。

25番から28番は、一般住宅の建築を目的とした転用事案です。また、番号29番は営農型太陽光の1回目の更新で、下の農地での作物を収穫までに期間を要するブルーベリーから、すぐに収穫できるサツマイモへ変更する内容となっています。現地確認をしたところ、いずれも周辺農地への支障もなく、問題はないので、許可相当と意見決定をいたしました。

また、議案第2号9番の区分地上権の設定については、番号29番の営農型太陽光発電施設用地の一時転用が許可されたときに伴う設定のため、併せて許可相当と意見決定をいたしました。

再度審議のほど、よろしくお願いいたします。

5番委員 続きまして、番号30番について報告します。

当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、現地確認したところ、周辺農地への支障もなく、問題はないので、許可相当と意見決定しました。

再度審議のほど、よろしくお願いいたします。以上です。

議 長	ただいま、第5地区協議会より番号 25 番から 30 番及び議案第2号番号 9 番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
4 番 委 員	営農型太陽光の更新と書いてありますけれども、先ほど私の言ったときは2回目の更新なんですね。今、7番委員が言ったように1回目の更新、これはどこにも書いてありません。できれば更新と書いてあるところに、括弧して1回目とか、そういうふうに書いておくとうろしいかなと思いますけれども、あとは事務局の判断でよろしいと思います。1回目、2回目と書いておいたほうがいいと思います。
事 務 局	今、4番委員から指摘があったとおり、これにつきましては、更新回数を議案書に記載させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。
議 長	よろしいですか。
4 番 委 員	いいですよ。
議 長	事務局、ありがとうございます。
委 員	番号 25 番から 30 番、ご意見、ご質問等、それ以外にありますか。
議 長	なし。
議 長	ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
	番号 25 番から 30 番及び議案第2号番号 9 番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
	(挙手 全員)
議 長	全員賛成でありますので、番号 25 番から 30 番及び議案第2号番号 9 番を許可とすることに決定いたします。
議 長	続いて、番号 31 番から 32 番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
13 番 委 員	31 番、32 番について報告いたします。 31 番は、譲受人は現在借家に住んでおり、資金の都合もついたため、親戚より借受け、自己の住宅を新築するものです。 32 番の譲受人は、不動産業を営んでおり、住環境のよい申請地を取得し、建売分譲住宅用地として利用するものです。 31 番、32 番ともに住宅地内の農地で、周辺農地への支障もなく、承認相当と意見決定しました。

再度ご審議のほど、よろしくお願いいたします。以上です。

- | | | |
|---|---|---|
| 議 | 長 | ただいま、第6地区協議会より番号31番から32番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。 |
| 委 | 員 | なし。 |
| 議 | 長 | ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号31番から32番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員) |
| 議 | 長 | 全員賛成でありますので、番号31番から32番を許可とすることに決定いたします。
なお、3,000㎡を超える許可処分につきましては、群馬県農業会議に意見聴取し、決定に変更がない場合、許可書の交付につきましては、太田市農業委員会会長専決規程により、改めて定例総会を開催せずに交付することといたします。
また、事務の取扱いの結果につきましては、来月の定例総会で報告することといたします。 |
| 議 | 長 | 以上で審議は終了いたしました。次の報告第1号は先月農業会議に意見聴取した3月分の許可証の取扱いに関わる太田市農業委員会会長専決規程第3条によるものでございます。太田市農業委員会会長専決規程第2条により、下記のとおり、許可証交付の取扱いをいたしましたので、ご報告いたします。
続きまして、報告第2号から第5号について事務局よりお願いします。 |
| 事 | 務 | 報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、6件提出されております。
報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、21件提出されております。
報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について、12件提出されております。
報告第5号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について、24件提出されております。
それぞれの内容につきましては記載のとおりです。
以上、報告させていただきます。 |
| 議 | 長 | 報告第2号から第5号につきまして、ご質問等ございますか。 |

委員 議長	なし。 ご質問もないようですので、続いて協議事項、令和5年最適化活動の目標の設定等について、別紙のとおり公表したいので決定を求めます。事務局より提案をお願いします。
事務局	令和5年度最適化活動の目標の設定等についてということなんですけれども、さきの地区協議会のおきにお配りさせていただきました別紙になります。皆さん、お手元にございますでしょうか。今日お配りした方については、活動記録セットの中に入っておりますので、そちらの中の用紙をご覧ください。 それでは、ご説明させていただきます。 農業委員会等に関する法律に基づきまして、こちらを策定し、公表する必要があるため、今回、策定させていただきました。簡単に内容をご説明させていただきます。 まず、変更のところなんですけれども、Ⅰ農業委員会の状況という形の中の2農家・農地等の概要について、右の表の認定農業者の経営体の個数について、昨年度が437ありましたが今回が386、基本構想水準到達者につきましては、昨年度が585、これが505に減っております。認定新規就農者につきましても、昨年度が20経営体が今回18経営体となって、いずれも全て減少傾向であると考えます。 その次、下の耕地面積につきまして、昨年度、田が2,400ha、今年度が2,380ha、畑が3,460haが3,390ha、トータルで5,850haだったのが5,760haということになっております。 続きまして、Ⅱ最適化活動の目標の中の(1)最適化活動の成果目標ということで、①の現状及び課題の中の管内農地面積なんですけれども、こちらの上の数字と一緒に5,760haとなります。これまでの集約面積なんですけれども、昨年度が3,850haだったのが今年度は3,705haとなっております。集積率が昨年度は65.8%、今年度が64.3%となっております。 課題につきましては、令和4年度から減少に転じてしまったということになります。その要因としまして、集約後に規模の縮小ですとか、高齢化などによる離農、あと、こちらは都市化の進展ということで、地区協議会の委員さんからご意見がありまして、こちらを追加させていただきます。その原因があったため、減少したのではないかと考えられます。今後については、集約した農地の継続的な活動ですとか、借受けできる農業者、就農者を増やしていかなければいけないのではないかと

と考えております。

次のページになります。②の目標です。こちらが農地の集約の目標年度というところで、令和12年度で集約率が85%、これにつきましては太田市の基本構想の中で目標とされている数字となります。これを達成させるために、一番下の今年度末の集積面積の累計なんですけれども、今年度末の集積率については、段階的に85%まで上げるという形の中での今年度の目標数値となります。

続きまして、遊休農地の解消という形です。1号遊休農地面積につきましては、前年度が45ha、今年度が53ha、緑区分につきましては、昨年度が19ha、今年度が22ha、黄色区分につきましては、昨年度が26ha、今年度が31haと増加傾向にあるような状況になっています。課題につきましては、今後も農地の利活用をマッチングさせていくような形で、減らす努力をしていかなければいけないのではないかと考えます。

続いて②の目標なんです、令和4年の利用状況における緑区分、こちらは先ほど言った22ha、黄色区分につきましては先ほど言った31haということになります。前年度に発生した緑区分の遊休農地の解消面積ということで、6haが前年度発生したものになりますが、それを全部解消するよという形になりますので、約6haが記入されているという状況になります。

(3)新規参入の促進につきましては、ほぼほぼ1経営体ずつ増えているような状況でありますけれども、今後も企業も地域の担い手になり得る存在であると考えられることから、そういったところの参入も必要ではないかと考えております。

その次の②の目標なんですけれども、今までは平成28年から30年の数字が固定されていましたが、今年度から、こういった形で記入するよという形になっておりますので、その数字が入っております。最後に、最適化活動の活動目標ということで、これにつきましては昨年度と同様の形になります。(3)の新規参入相談会の参加目標というところで、昨年度から開催させていただいています「農地貸し借り相談会」についての実績が入っております。なお、今年度、こういう形での時期も明記させていただいたんですが、改選等も今年度はありますので、そういったことを考えて、時期が冬場にずれる可能性もあるかなと思いますが、ご了承いただければと思います。

以上で説明を終わりにします。ご協議のほど、よろしくお願いします。

議長 ただいま事務局より提案がありました、ご意見、ご質問等ございま

すか。

13 番 委 員

すいません、勉強不足で申し訳ないんですけども、遊休農地解消のところで、緑区分だとか黄色区分だとかあるんですけども、緑とか黄色、信号は青とか、それは分かるんですけども、こっちはどんな感じなのか、簡単に教えてください。

事 務 局

簡単にご説明させていただきます。

緑区分につきましては、草刈りをすれば耕作ができるような状況ということで考えていただければよろしいかなと。黄色区分については、木が生えたりして若干草刈りだけではできないような状況が見受けられるというところが黄色区分になるということになります。以上です。

13 番 委 員

はい、分かりました。すみません。

4 番 委 員

私も知りませんでした。よかったです。

議 長

それ以外にありますか。よろしいですか。

2 番 委 員

全体的にちょっと私も分からない部分があるんですが、部分的にめくっていただいて真ん中辺にある(2)の新規発生遊休農地の解消ということで、解消の目標面積が6haになっていますけれども、この解消するための手段というのは何か考えているのがあるんですか。解消するための手段、手法。誰がどういうふうにするのか。

事 務 局

すみません。ありがとうございます。今までどおりにやっていらっしゃると思うんですが、解消事業ですか、皆さんにご協力いただいてやっていただくような事業ですとか、あとは通常の苦情等があったときに、地権者なり所有者、耕作者にご指導いただいて、自らの手でやっていただけるような手法、あとは農政部局で耕作放棄地の管理のときに補助金等もありますので、そういったところで解消をできればいいかなとは考えております。今の現状は、そういう状況になると思います。以上です。

2 番 委 員

とかく、この前から話が出ている農業委員と推進委員の役割分担といえますか、今の話だと、苦情が出たり、または第三者からの通報等によって、考え方によれば消極的な対応策で済むような感じなんですけど、これはある日突然、積極的に農業委員が回収して、全部見回って解消するとか、そういう話は出る可能性はないですね。

事 務 局

一般的に多分農業委員さんのほうには、そういったお話は行かないと思うんですけども、最適化推進委員さんのほうには、やはりそういった形で農地の最適化をしていただくという中で、そういったお話が行くかなと。ただ、率先して農地の解消を推進委員さんがするとかと

いうのは、特には今のところは考えておりませんので、よろしくお願いします。一番最初にやるべきことは、所有者、耕作者の方が農地を適正に管理していただくというのが前提になりますので、そういった形で推進委員さんがやるということは、特に今のところはお話はないと思います。よろしくお願いします。

4 番 委 員

今の関連で、実は農業委員と最適化推進委員の役割というのは、もうある程度できているんですけれども、最適化推進委員の話を聞きますと、これは最適化推進委員だけの会議の中で意見を出すべきなんですけれども、私どもの最適化推進委員の方に聞きますと、私なんかも一緒にやるんだけれども、役割でちゃんとしてあるんだから、中心の役割は最適化推進委員が遊休農地はやるわけですね。それを明確化しないと、まず意識を持ってもらうんですけれども、何の権限もありませんというんですよ。ただ電話をかけて言うだけ。気の毒。また来たんかいと言うでしょう。何の権限もない。ただ、啓発して、出ているから、できるだけやってくれないかと。今日も見てきましたけれども、こんな竹が出ているところ、誰がやりますって。

だから、何らかのペナルティーをやらないと、これは解消できないと思いますよ。よく国とかそういう人は、こういうふうにやりなさいと言っているらしいんですよ。さらに、県から市町村におろすわけですよ。要するに、ほれ、進めといって、全然進まないよ。これは何でかといったら、地権者にそういう意識がないということと、何の処罰もないということです。だから、そんなの幾ら、何十年もやったって、そんな進まないと思いますよ。

だから、その辺はよく最適化推進委員の会議のときに議論をして、最適化推進委員からいろいろな意見を聞いて、太田市の意見はこういうのだというようなことをまとめるべき。農業委員会からそういう話が出たというのではなくて、最適化推進委員会が出さなくちゃ。それが役割だと思いますね。そんな話。代読して、私のところの最適化推進委員から、そういう話を聞きました。一応そういうことです。

事 務 局

ちょっと私も不勉強なところがあるんですが、放置しておく、やはり課税の掛ける率等が変わる可能性もあるというお話は聞いたことがありますので、そういったところで、処罰ということではないんですが、そこら辺で負担がかかるという形が取れるかなと思います。あとは今後、実際に指導してもやらない方というの、なかなかご協力い

ただけない方というのも、私たちも直接お伺いしてお話はしたりして
いるんですが、ご理解いただけない部分が多いというのは承知してお
ります。ただ、今、権限等もないという形の中でやるとなると、根気よ
く指導していくしかないのかなと。今後、そういったところで、あとは
国等にも、県ですかね。ご相談をしながら、今後いい方法がないかとい
うことをご相談させていただければと思います。以上です。

7 番 委 員

今の関係なんですけれども、前も事務局のほうへ話をしたと思うん
ですけれども、絶対というくらい動かないと思うんですよ。向こうは確
信犯だし、自信を持っているから、変な話だけれども、我々みたいに任
期を持った者とか、農業委員会の事務局だって、次の異動になれば、農
業委員会にいかどうか分からないし、総務部へ行くかも分からない
し、税務課へ行くか分からないんだから、2年か3年したら違うところ
へ行くんだからなんていうことを思っではいけないと思うんだけれ
ども、そういうふうなあれがして。

今、農地中間管理機構か、あそこのところを見たって、いつも言うよう
に、できたてのときなんか10人そこそこの人数で、そのうちの4人か
5人が昔の偉い人がいて、働きバチは5人ぐらいしかいないんだよ。
それで群馬県全体の遊休農地とか農地を調査して、やっていこうかと
か、相当のエリートを集めてやらなければなかなかできないと思うん
ですよ。

それを押しつけて、ちょっと批判的になっちゃうんだけれども、県の
農政部だって、JAの農協の中央会だって、みんなそこにいるのは格
好いいこと言っているけれども、最後の責任を取る人がいない。農村
整備課だって、技術屋でずっと同じことをやっている人はまだ真剣に
聞いて動いてくれるけれども、どこどこが壊れているから、調子が悪
いから直してくれと言うと、農村整備課でも、渡り鳥じゃないけれど
も、エリートは、1年もすれば、おれは違ったところに行くからなんて、
そういうんじゃ、地に生えた運動なんて、やれという批判は言うけれ
ども、自分でやれと言われたら、これは本当に大儀ですよ。どうしたら
いいの。教えてくださいよ。

最適化推進委員は、農業委員のお手並み拝見というような感じもあっ
て、悪口を言うわけじゃないんだけれども、農業委員会をやっている
農政部の人たちだって、本当に真剣にやるのかね。今こうやって結論
を聞いちゃ悪いけれども、本当に真剣にやるんだったら、ふんどしを
締め直してやる気にならなきゃ、これは大変ですよ。俺なんかも調査

に行ったらって、この辺にガスボンベじゃない、エア―、空気の入ったの持った人が来て、体も動けないんだって、機械はないし、機械はあと乗れないし、畑なんかはみんなお宅にくれるから好きなようにやってくれなと。そういうふうに、俺はもらっても置くところがないからいいですよと断ってきたけれども、そういうふうに言う人が結構いるんですよ。くれるからやっていいよって。

余計なことを言いましたけれども、なかなか難しいから、本気でやるなら本気でやる。我々が動きやすいような風土、そういったものをつくってくださいよ。やる気になるような風土。それがなくちゃだめだよ。はっきり言って、今の農地の税負担だって、こんな格好ぶったって、持ってる人だって、黙っていて貸せば金を幾らかくれると言ったって、あのくらいでやっていれば、何十回もよくなっているよ。だから、ちょっと水を差すようなことを言って申し訳ないけれども、我々の意思が、今度は本気だなという気持ちを持たせてくれるような施策が欲しいよね。

9 番 委 員

今、農業関係の諸問題がいろいろあると思うんですけども、一番の何が原因かという、突き詰めていくと、後継者がいないんですよ。その後継者の後に何かという、安過ぎるの。今、米も下がっていますよね。みんな肥料だの農薬だの、その他の資材が全部上がっています。私も米作農家で生活していますがけれども、なぜ米だけ安いかというと、これはおかしいですよ。

だから、もし農業委員会が全国組織だとすれば、国に当然農家の現状を訴えなくちゃならないと思うんですよ。こういう状況でやられて、それでもいいんですか。この間、新聞を見ましたが、今、日本の人口が1億2,000万人います。勤労者が6,000万人、じゃ、農業者はどのくらいいますかという130万ですって。全体の勤労者の中の2%ですよ。たったの2%。それが令和30年になってきますと、今度は農業者が半減しますって。そうすると、130万人の半分という、60万か70万ですよ。そういう統計があって、国は危機感を感じないんですかね。農業委員会がもしそういう国の人たちに訴えることがあれば、それが一番の原因じゃないですか。それを追及していくべきじゃないんですかね。直接国会議員に言わなければ、この間も●●さんに言ったんですよ。たまたま行き会いましたから。農業委員会の人に聞いて、どういう国の考え方をしているんだか教えてもらいたい、そういうふうに私は思いますね。

私も農業をやっていますけれども、本当に大変ですよ。農業だけで飯食っていけない。6町歩だって全然食っていけないですよ。小遣い程度。こういう実態で、後継者なんてできっこないですよ。私は農業者なので、いつもそういうことを思っていますけれども、何か国に訴えることがあれば、それは必要だと思います。国なり県。私も先月、ない頭を使って、国、県のほうに要望書を出しました。もっと国なり県なり市なりが農業面に対して考えてもらわないと、いずれはおかしなことになるのですか。人間食料がなければ死にますよ。そういう危機感がなさ過ぎるの。だから、こういう問題が起きたんですよ。以上です。それに対して何か農業委員さんのほうで考えはありますか。

議 長

それでは、私のほうからお答えしますが、要望する場というのは幾つかございまして、既に毎年12月に、予算編成前ですが、農業会議所全体、当然太田市の農業委員会も入るわけですが、そことして国に対して要請をする。常に要請をしているという状況はございます。それ以外で私の知る限り、県に対してどうしているか、農業委員会としては特段要望書をまとめて出すということはありませんけれども、毎年、夏頃に市長に対して要望事項を出しています。これは、これまで会長、職務代理の2人は、昨年につきましては新規に農業委員になられた方も含めて、市長に対して要望事項を出しています。

ですから、そういうツールが全くないというわけではない。ここにおられる方、皆さんは多分思いは同じだと思うんですが、取りあえずすぐ検討してできるところはさせていただいている状況です。ただ、なかなか解消できない点もまた現実ですから、引き続き、機会を捉えて要請していくということかなと思っています。

2 番 委 員

余計な話になっちゃうかもしれないですけども、今の9番委員の意見について、9番委員の意見を聞くと、いつも本当に真剣に考えているという様子は分かるんですが、今回、太田市で10年先の農業プラン、地域計画をつくりましますけれども、その中の意見として今のは非常に貴重な意見だと思うんですね。

だから、アンケートに載せるか、もしくは独特に今回の地域計画の中に検討材料として載せてもらう一つの材料になると思いますので、その方法が9番委員から直接市のほうに出すか、それとも農業委員会を経由して出すか、手法はあらゆる方法があると思いますけれども、何らかの形で今の意見みたいなものは行政にくっつけていく必要がある

と思いますので、余計なことかもしれませんが、参考としてください。

議 長

今、2番委員から非常に貴重なご意見を頂戴しましたが、今、地域計画の中で第1段階の目標地図を設定することになっているという話は既にご承知だと思うんですが、目標地図を作るのは農業委員会が中心になります。ですから、農業委員、あるいは最適化推進委員の方のご協力を得て、そこに今、2番委員が言われたような中身がうまく盛り込めるかどうか、またちょっと事務局でも検討していただいて、そこは一つの目標地図を作る。

次に、前から議論がありました農政が企画します会議があるわけです。土地計画、地域計画を立てるに当たって、そこに農業委員、あるいは最適化推進委員も参加して協力をお願いしたい、こういう要請がありますから、その場でもまたご意見を提出していただければ、非常に中身のいいものになるのではないかと。今の2番委員のお話を聞いて、そういうふうに感じました。ですから、目標地図策定に当たりましては、やや作業が増えるかもしれませんが、ぜひご協力をいただけると非常にありがたいと思っています。

7番委員

ただ、私が言ったのは、我々は議会の議員とは違うんだから、いろんな政策の批判とか提言とか、そういうことは越権行為だと思うんですよ。それこそ日本の農政なんかの話で、国会議員がいて、県議員がいて、市議員がいて、そういった人たちは、いい農政を考えて提案してきたものだと思いますから、私はそこは多く調整してはいけないというのは思っておるんです。だから、農業委員会の事務局の言っている立場も分かるんですよ。こういった事を事務局が思っているのも。ただ、農政上の問題も、人・農地プランも農業委員会で協力してやれといったことを我々は吟味して、その中身をよくそしゃくして、それで理解して実施していく原動力にはなってくれと言われているわけですから、そういった意味で、ある程度中身をそしゃくして、それで議員の先生方に、こういったところがちょっと分からないんですけども、現実はどうなんですと言ってみて、言っていくことは可能だと思うんですね。

ただ、おこがましく批判するようなことを言えば、ばかやろう、調子に乗るんじゃないやと言われちゃうから。議員さんは後ろに何百票、何千人というバックアップがついている人たちですからね。これを踏み

間違えて垣根を越えると、うまく身動きはするのはするんですよ。ただ、できることを少しずつでもやっていかないと、やる気がなくなっちゃいますよね。以上です。

議長

ありがとうございます。それ以外にありますか。

4番委員

先ほど9番委員のほうから、そういう意見がありまして、そういう認識を持っている、真剣に考えている、こういう人が農業委員の中にいるんだなというふうに私は思いました。

それで、我々太田市の農業委員会、それは大きくマクロにやったって、それは役割分担があるわけですよ。太田市の農業委員会だって、これはかけ橋ですよ。ちゃんと意見書を出しているんですね。みんなで知恵を出し合って。これは農業委員会の活動が見えないとか何とかと地域の人言うけれども、こういうふうに見ると、農業委員会というのは担い手の問題だとか、農業資材の高騰だとか、そういう意見を提言していて、市に対して、そういう施策をやっていただきたいという太田市としての施策を前向きに農業委員会は取り組んでいるなど、そういうふうに理解してくれれば、私は農業者に対して、農業委員の活動がある程度評価されているんだなと。そのくらいだと私は思いますね。

もしそういうことであれば、それぞれ役割があるんだから、大きな問題については常設委員会というので農業委員会会長が前橋に行っていて、そういうのを提言してもらおうとか、私は、組織代表で出ていますから、農協の組合長が県から農協組合長の会議でいるんだから、そういうところでどんどん提言しろと。それが一つの集約して、農水省なり、そういうところに届くんですよ。そういう役割の中で取り組まないと、それは事務局にあれこれしろというのは、ちょっと酷だからね。

だから、農業委員会としては、こういうのをやっているの、私は、意識はそういうような形で見ているんだなというふうに理解してくれればありがたいなというので思っています。そういうことです。何のために出しているか。これは来たら、見ないで丸めて捨てちゃだめだ。よく繰り返し読んでみな、いいことが書いてあるから。写真まで出していたものね。これはすごいんだよ。以上です。

議長
委 員

ありがとうございます。特段ご意見はありますか。
なし。

議 長 それでは、先ほど事務局より提案がありました案件につきまして、ご意見、ご質問等はないようでございますので、採決いたします。
事務局の提案のとおり、令和5年度最適化活動の目標の設定等について賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、令和5年度最適化活動の目標の設定等について、原案のとおり決定し、公表いたします。
以上で第33回定例総会を終了いたします。

閉 会 令和5年4月10日（月） 午後3時17分